

○環境省令第十号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十三日

環境大臣 西村 明宏

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。  
通商産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(解体等工事に係る調査の方法)            第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 解体等工事(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る工事にあつては、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。)に係る前号に規定する調査(前号ただし書に規定する場合を除く。)については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、当該解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物等を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(解体等工事に係る調査の方法)            第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査(前号ただし書に規定する場合を除く。)については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。</p> <p>三 (略)</p>

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一・二 (略)

三 工作物(第十六条の五第二号の環境大臣が定める工作物に限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

254 (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一・二 (略)

三 工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。)を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

254 (略)



解体の作業の概要となる床面積の合計 解体、造替又は補修の作業の請負代金の合計	金額	号
事前調査を終了した年月日	年 月 日	
書面による調査及び目視による調査を行った者 氏名	氏名	氏名
分折による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又は法人の名称	議定実施機関の名称 (一般・特定・二府県等・工務所・その他)	

電 器 材 料 の 種 類	事前調査の結果		特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠	
	有	無	年月日	理由
天井材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
床材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
壁紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
屋根用断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
耐火被覆材(吹付け材を除き、 付いたカルシウム酸第2種を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
仕上材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
付いたカルシウム酸第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
ハルソセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
ビニル張タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
複層セラミックタイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
石質ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
ローソウワール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	

解体の作業の概要となる床面積の合計 解体、造替又は補修の作業の請負代金の合計	金額	号
事前調査を終了した年月日	年 月 日	
書面による調査及び目視による調査を行った者 氏名	氏名	氏名
分折による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又は法人の名称	議定実施機関の名称 (一般・特定・二府県等・その他)	

電 器 材 料 の 種 類	事前調査の結果		特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠	
	有	無	年月日	理由
天井材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
床材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
壁紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
屋根用断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
耐火被覆材(吹付け材を除き、 付いたカルシウム酸第2種を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
仕上材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
付いたカルシウム酸第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
ハルソセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
ビニル張タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
複層セラミックタイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
石質ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
ローソウワール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年月日	

備考	備考
<p>備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の額は建築物の解体作業を行う建設工事の場合、解体、改修又は補修の作業の請負代金の合計の額は建築物の改修若しくは補修作業を行う建設工事又は工作物の解体、改修若しくは補修作業を行う建設工事の場合に取換すること。</p> <p>2 建築関係機関の名称の欄には、表題による調査及び目録による調査を行わせた者が、建築関係機関の名称を調査票記載規程（平成 30 年厚生労働省令 国土交通省令 第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物の請負者、建設調査者、国土交通省令 第 19 号（同条第 3 項に規定する特定建築物の請負者）建設調査者に該当する場合又は特定、同条第 4 項に規定する一戸建て等建築物の建設調査者に該当する場合又は一戸建て等建築物の請負者及び特定建築物の請負者の名称を記載し、一設建築物の請負者及び特定建築物の請負者の建設調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。</p> <p>3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。</p> <p>4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 3 号の規定により解体等工事の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所を印を付すこと。</p> <p>5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が復元ある場合は、その全ての箇所を印を付すこと。</p> <p>6 表題の欄には、記載しないこと。</p> <p>7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本建築規格 A 4 とすること。</p>	<p>備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の額は建築物の解体作業を行う建設工事の場合、解体、改修又は補修の作業の請負代金の合計の額は建築物の改修若しくは補修作業を行う建設工事又は工作物の解体、改修若しくは補修作業を行う建設工事の場合に取換すること。</p> <p>2 建築関係機関の名称の欄には、表題による調査及び目録による調査を行わせた者が、建築関係機関の名称を調査票記載規程（平成 30 年厚生労働省令 国土交通省令 第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物の請負者、建設調査者、国土交通省令 第 19 号（同条第 3 項に規定する特定建築物の請負者）建設調査者に該当する場合又は特定、同条第 4 項に規定する一戸建て等建築物の建設調査者に該当する場合又は一戸建て等建築物の請負者及び特定建築物の請負者の名称を記載し、一設建築物の請負者及び特定建築物の請負者の建設調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。</p> <p>3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。</p> <p>4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 3 号の規定により解体等工事の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所を印を付すこと。</p> <p>5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が復元ある場合は、その全ての箇所を印を付すこと。</p> <p>6 表題の欄には、記載しないこと。</p> <p>7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本建築規格 A 4 とすること。</p>

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改

正）

第二条 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令

和二年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、大気汚染防止法施行規則第十六条の十一の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(解体等工事に係る調査の結果の報告)            第十六条の十一 (略)</p> <p>2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項(第十六条の七第三号並びに第十六条の八第一項第六号及び第九号に掲げる事項を除く。))に限る。)について行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十六条の七第一号及び第三号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項</p> <p>三、六 (略)</p> <p>七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か(第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及び該当しないときは、その根拠の概要</p> <p>八 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(解体等工事に係る調査の結果の報告)            第十六条の十一 (略)</p> <p>2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項(第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。))に限る。)について行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項</p> <p>三、六 (略)</p> <p>七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か(第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及び該当しないときは、その根拠の概要</p> <p>八 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年一月一日から施行する。